

# 長崎五町組考

小島 小五郎

## 目次

- 一、緒言
- 二、五町組の編成
- 三、五町組の機能
- 四、五町組の沿革
- 五、結語

## 一、緒言

江戸時代の長崎に五町組という制度のあったことは早く「長崎市史」<sup>①</sup>や「幕府時代の長崎」<sup>②</sup>に記されており、近時編纂された「長崎市制六十五年史」<sup>③</sup>にも簡単なながらこれに言及しているが、憾むらくは説いて未だ充分でない。

長崎市史によれば、五町組と五人組は「市政の基本をなすもので、市政上は元より産業上、衛生上、宗教上、或は相互冠婚葬祭の末に至る迄相互に申合せ共同一致の態度を取らしめた。今日に於ける自治の生活は斯くして営まれたものである」<sup>④</sup>という。勿論「先づ町内戸主五人づつを一組として町内全員を幾組かに別ち、更に全町を五町組に別ちて相互にその責任に任せしめた」と五人組と五町組とは階層的関係にありとはするものの、両者は全く同一の意義と機能を有したと見るもののようにである。なるほど五人組は冠婚葬祭の末に至る迄相互に申合せ共同一致の態度をとらしむるためのものであったこと論をまたぬが、五町組も五人組も全く同様で冠婚葬祭の末に至る迄共同一致の態度をとったのであろう

か。すでに五人組が組織されている上に更に屋上屋を架して、生活の万般に至るまで五町合同で進めるといふ必要性や可能性があったのであろうか。即ち五町組を五人組と全然同一視してよいのか又それを立証する資料があるのか、私は疑いなきを得ない。

次に長崎市史は「尤も五町組や五人組の制度は全国各地に行われたもので長崎にのみ特有のものでは無い」<sup>⑥</sup>としているが、五人組制度が全国各地に行われたことは周知のこととしても、五町組なるものが、五人組と同じように全国各地に行われたものであるかどうか寡聞にして之を知らぬ。歴史辞典その他を見ても五町組という項目を立てて説明したに出会わない。五人組には周知の如く、五人組帳があり、その前書によって五人組の性格がわかるが、五人組と共に全国各地に行われたという五町組には五人組帳乃至はその前書に当るようなものは全くなかったのか。全国各地に行われた制度ならば、五町組についての一般的知識が何程か判明してよいであろうが、必ずしも左様でないのは何故であろうか。

更にまた長崎市史は「此の組合が整然たるに至ったのは正徳五年大岡備前守在任の時である」<sup>⑦</sup>として、五人組も五町組も正徳五年に整然としたと明記しておる。長崎の五人組が正徳五年に定められたことは崎陽群談や増補長崎略史にも見えて疑うべくもないが、五町組については実はこれらに何等の記述もない。五人組と五町組とを全く同一視し、五人組の制度が定められたら、その上部構造として五町組が必然的に構成されるかに考えたらしい長崎市史の立場からすれば、五町組も正徳五年に出来たとするのは当然かも知れぬが、然し、これには明確な根拠はない



長崎五町組考

山、寄合の三町はその特殊性から之を除き、所謂長崎七十七カ町をもって五町組を編成していた。長崎市史に依り、長崎五町組の組み合わせを示せば次の通りであった。

長崎五町組

西浜町	本紺屋町	材木町	榎津町	万屋町
島原町	外浦町	東築町	西築町	本下町
恵美須町	大黒町	西中町	西上町	下筑後町
新大工町	出来大工町	北馬町	南馬町	炉粕町
今紺屋町	桶屋町	古町	今博多町	大井手町
麴屋町	新橋町	本紙屋町	伊勢町	八幡町
東古川町	西古川町	銀屋町	磨屋町	諏訪町
平戸町	江戸町	樺島町	本五島町	浦五島町
袋町	酒屋町	今魚町	本大工町	中紺屋町
引地町	桜町	内中町	小川町	後興善町
堀町	新興善町	金屋町	船津町	今町
油屋町	出来鍛冶屋	町本石灰町	船大工町	本籠町
今鍛冶屋町	新石灰町	今石灰町	今籠町	本古川町
東中町	東上町	勝山町	上筑後町	八百屋町
新町	本興善町	今下町	豊後町	大村町
				本博多町

長崎の町は以上十五の五町組に編成されていたわけであるが、この中、五町組の名にふさわしく五カ町を以って組織されたのは十三組、残る二組は六カ町で五町組を形成していた。六カ町より成る五町組という特例の作りかたは五保の制以来見らるることで敢えて異とするに当らないが、ただこの特例をいずれの地域で設定するかはその場合により理由や事情があるであろうが、長崎五町組における特例を何故に東浜町方面と大村町方面に置いたかについては長崎市史その他から何等聞くことを得ない。

長崎五町組編成図



さて右の十五組の編成について些か考察をめぐらすに、先ずこの組み合わせは如何なる基準においてなされたであろうかの点が思われる。この事について先人の説かれたもののあることを算聞にして知らず、又論証すべき史料をも持たぬ今としては種々推測をめぐらすのほかはない。そこで考えらるるのは、この組み合わせの基盤には所謂内町外町の制が横たわっていた点である。内町外町が二十六町と五十一町となったのは寛文十二年とされているが、前記の島原町、平戸町、引地町、堀町、新町を筆頭とする各五町組は何れも内町のみで組織され、その内新町の組は六カ町を以って一組としておる。残る外町五十一町を同様にして五カ町の組十と六カ町の組一との計十一組とし、長崎の町を合計十五の五町組に組織立てたわけである。このように内町又は外町に属する町々のみを以って五町組を組織して、内町外町を混合しなかつたということは、成立の歴史を同じくする町を以って組み合わせるといふ歴史的なものを基盤としたことが察せられる。五町組は当然近隣の町々を以って組織されるのであるから、これが編成は地理的事情が主となるかと思わるるが、これを五町組編成図に照合するに、例えば島原町の組は地理的には寧ろ本博多町や大村町と組み合わされて然るべきかと思われるのに島原町、外浦町の丘陵を下って東築町、西築町、本下町と組み合わされておる、西築町の如きは地理的には材木町や本紺屋町と組み合わされればよいのにこれと結ばず、材木町は中島川を渡って万屋町や榎津町と組んでおるのであって、結局それは地理的事情よりは歴史的關係、即ち既に元禄十二年以来内町外町の別はなくなっているにも拘らず、その内町外町の別に基き五町組が編成されたことを語っておる。若し五町組なるものが、長崎市史の如く、「市政上は元より産業上、衛生上、宗教上、或は相互冠婚葬祭の末に至る迄相互に申合せ共同一致の態度を取らし」<sup>④</sup>むるものであったならば、それは地理的事情をこそ重視して編成されるべきであるのに、編成の基盤に歴史の因縁が横たわったというのは何

長崎五町組考

故であろうか。又、若し五町組なるものが、そのような一種の生活共同体的なものであるならば、長崎における町々の各種の活動はこれを単位として取扱わるるが当然であり、便利かと思わるるのに実情は必ずしも左様でなかつた。長崎の町々をもって組織された船手町・陸手町の制、肥前・筑前の宿町、絵踏町の事等は当然五町組の制度に準拠するか又はそれを利用するかと思いの外、五町組はこれらとは全く別系統に属した。例を新町、本興善町、今下町、豊後町、大村町、本博多町の六カ町より成る五町組について見るに、長崎の町々を船手と陸手にと二分した場合、この五町組を一単位としてその何れかに属せしむべきかと思わるるのに、今下町だけは船手町に、他の五町は陸手町に入れており、又、筑前・肥前の宿所の割当も、大村町、今下町を筑前に、本博多町、豊後町、本興善町は肥前とし、新町には全く割り当てていない。絵踏の期日の如きは、絵踏の性格上、五町組を挙げて同日に行われたかと思いのほか、大村町、本博多町を正月四日に、新町、本興善町、豊後町を正月五日に、今下町だけは六日にあてておる。これらも亦五町組の性格なり機能なりを語るかと思われるが、それは次の節にゆずる。<sup>⑤</sup>

註① 長崎市史、地誌篇、九二頁。

② " 二二頁その他。

③ 大島文次右衛門板 安永七戊戌八月 長崎図にもとずいて作製した。

④ 長崎市史、地誌篇、九〇頁。

⑤ " 九二、九三頁。

⑥ " 一〇三頁。

⑦ " 九五頁。

⑧ 諏訪神社の神事御供町の組み合わせは、その性格上、五町組をそのまま用ゆるわけに行かぬから、これはむしろ無關係なのが当然であろう。

三、五町組の機能

五人組の目指すところは五人組帳前書によって略々之を察し得るが、

五町組には五人組帳に匹敵するものが存在したか否か明らかでなく、従って五町組の目的や機能を適確に示したものは無いといわねばならず、ここに於いてわれ／＼は五町組の名のあらわれ来る史料・文献の類を探索し之を追求構成して行くほかはない。而してこの場合、先ず萃ぐべきは「五町組合申談」である。<sup>①</sup>

これは長崎桶屋町の乙名家藤氏に伝えられたもので、管見の及ぶところ五町組についての規約らしきものはこれのみであるから貴重すべきであろうが、憾むらくは全文六カ条、それもすべて組合町に喧嘩口論の起った場合についての申談に止まる。しかもそれは組合町の町民一般の心得ではなく、第一条に「組合同役ニ而茂」とか「同役御役意相立仕様」とかある如く、役人へのものであり、その役人というのも、第二条に「為知来仕ハ、早速日行使者勿論下役兩人召連駈付」とあるところからして、それは乙名を指していると思われる。従って、この「五町組合申談」によれば、五町組というのは町内に喧嘩口論の起った場合、組合町の乙名が互に共同して之に対処するためのものであったかに見える。然し、ただ単に喧嘩口論のためだけに、このような組合が編成されていたとは思えず、五町組にはまだ各種の機能があつたに違いない。

いま述べた如く、五町組というものが、町人相互間というよりは町役の間、それも乙名を中心とするものとするれば、乙名の勤方を記した「乙名勤方書」<sup>②</sup>には五町組のことに触れる記述があるに違いない。

いま安永四年の乙名勤方書によって知り得る五町組の機能ともいふべきものを列挙すれば次の通りである。

- 一、各町人別改の年番年寄への届書に五町組合の乙名が連判すること。
- 二、五町組乙名は一夜に一人宛組合町を廻り自身番等を督励すること。
- 三、家屋敷売買の際は買主の人柄等につき五町組乙名が立合吟味し、

又、売券証文や譲渡証文にも組合町乙名一人が立合加印すること。

四、各町の組頭が病死や退役により跡役を決める場合、五町組の乙名は候補者名を封書を以って年番年寄へ差出し、又、その入札披ぎが年番年寄方である時は組合町の乙名も月役乙名や居町乙名と共に列席すること。

この「乙名勤方書」に類するものとして「年寄共勤方書」<sup>③</sup>なるものがある。これには五町組の事は家屋敷売買と組頭選任の二つの事柄との関連に於いて記されているが、それは前述の「乙名勤方書」に見たところを出ずるものでなく、これは年寄の勤方を示す立場からのものだけに、家屋敷売買の条でも五町組の乙名をも年番年寄宅に呼び出し立合連印させるというのみである。然しそれにしても五町組合の乙名が家屋敷の売買に必ず関与せねばならぬ事はこれらの勤方書から確実である。惣町組頭選任の件についても「乙名勤方書」と「年寄共勤方書」との記述は一致し、ただ「年寄共勤方書」に、年番年寄宅での開票立合は五町組乙名の内一名であることを記した点が著しい差であるに止まる。従って「年寄共勤方書」に見ゆるところは、さきの「乙名勤方書」に含まれておるといわねばならぬ。

なお「乙名勤方之事」<sup>④</sup>にも五町組の機能にふれる条々があり、それを摘記すれば次の通りである。

- 一、踏絵の時、乙名が病気とか忌中ならば組合町乙名が代つてふませること。
- 二、五町組から一ヶ月に一人宛惣代として出番を勤め組合町へ連絡すること。
- 三、組合町に出入がある場合は五町組乙名が立合つて吟味し、品により言上すること。
- 四、人別改や五人組については五町組乙名が連判で届け出ること。

次に長崎の動態を示す記録としての奉行所の犯科帳に五町組の資料を求むるに、先ず乙名、組頭等に支障ある場合は五町組よりその代理者を出すことがある。例えば寛政五年七月、東上町居住の宗助に対する永尋を命じた場合、東上町の乙名は煩につき組合の宇野寿吉及び東上町の組頭鹿田甚吉、鎌田長兵衛が申付けられている。<sup>⑥</sup>この宇野寿吉は犯科帳には組合とあるのみで、何れの町の者が明記していないが、それは上筑後町の乙名と思われ、<sup>⑥</sup>東上町の五町組は東中町、勝山町、上筑後町、八百屋町であったから、その中の東中町の乙名が代理として永尋を申渡されたわけである。このように当該乙名が煩のため組合町の乙名がその代理として永尋を命ぜられたり、叱りを受けた等の例は少なくない。<sup>⑦</sup>

「煩に付代」というのは乙名のみには止まらず、天保五年二月、桶屋町乙名藤貞四郎が町内の者に対する永尋を申付けられた際は、桶屋町の組頭松本茂四郎、桜木市郎次が煩につき代理として組合組頭嶋田利助が藤貞四郎と共に之を命ぜられており、<sup>⑧</sup>そのほか、弘化二年の小川町組頭左七の代理としての森久右衛門、嘉永二年の榎津町組頭渋谷年太の代理としての大塚助九郎等の例がある。ただこれらの場合、嶋田利助、森久右衛門、渋谷年太が何れの町の組頭であったかを犯科帳に明記していないが乙名と同じく五町組の組合町からであったと推測して大過あるまい。又、乙名が幼年の場合も五町組の乙名が後見となつたらしく、文政三年江戸町乙名白浜嘉四郎の後見であった本五嶋町乙名今井善左衛門、弘化二年樺島町乙名伴作の後見であった本五嶋町乙名犬塚幸右衛門等の例がある。<sup>⑨</sup>

このように五町組の乙名・組頭に事故のある時は、その組合町から代理が出たり、又は後見したということは、そのまま五町組がある程度の共同責任体であったことを語るものであるが、なお具体的には、どのよう

な事項について共同責任を負うたのであろうか。犯科帳に記さるる限りに於いて之を明らかにして見よう。

さきの「乙名勤方書」に各町人別改については五町組合の乙名が連判するとあっただけに、欠落者搜索は五町組乙名の共同責任とされた。安永三年大阪で不正品を取扱った結果駈落に及んだ長崎の者十二名に対し、長崎奉行は永尋を命じたが、これを申付けられたのは居町乙名たる本石灰町、東築町、東中町、本紺屋町、西上町、今鍛冶屋町、上筑後町、東浜町、浦五嶋町、材木町、恵美須町、本五嶋町、本下町の各乙名・組頭は勿論ながら、これと組合であった五町組の町々の乙名も同時に之を申渡された。従つて又、この種の事に関して不行届のあった場合は居町乙名、組頭はもとより、五町組の乙名達も相当の処罰をうけた。安永四年、大阪、長崎の間で薬種の不正取引が行われた場合、犯人本五嶋町の吉平について本五嶋町乙名に尋方を命じていたのに、いつか町内に立戻つており、且往来切手なき旅人を留置くは取締不行届であると乙名は押込に、組頭は急度叱りに処せられたが、この時、本五嶋町の五町組たる平戸町、樺島町、浦五嶋町、江戸町の各乙名も「兼々申渡儀を等閑に相心得組合申合も不行届故之儀と相聞不埒ニ付急度叱」となつていゝるのがその一例である。ここに「組合申合も不行届」というのは、五町組としての共同責任に不十分なものとあるとの義であろうが、元文五年本大工町の欠落者を探ね出すについては五町組乙名の協力があり、よく共同責任を果した例といえる。これは本大工町の善吉なる者が元文四年末年八月野菜や肴の代金として出嶋のオランダ人下人の黒坊から籠甲を受け取った廉で捕えられ、居町乙名に預けられていたのに九月欠落してしまつたので、本大工町乙名武富源次平は遠慮を申付けられていた。ところが翌元文五年五月善吉は柳川で発見され、この由を組町たる酒屋町の乙名中尾助右衛門及び大工町組頭共が訴え出たので、閏七月四日源次平の

遠慮を差し免した。<sup>⑩</sup>以上は人別改について五町組乙名に共同責任のあった由を語るものであるが、犯科帳に見ゆる五町組関係の資料は実は殆んどすべてこの人別改に関連するものであることは注目に値する。五町組乙名は人別改について共同責任をもつに止まらず、若し組合内の乙名に非常事態があれば組合乙名は合議で広く町政全般を処理した。弘化四年大村町乙名田辺政八郎はその曾祖父が獄門の刑を受けたため、組合町たる本興善町の乙名三浦辰之助に預けられたが、この場合長崎奉行は三浦辰之助に対し、大村町の用向は組合乙名共申合せ差支えなき様いたすべしと申渡している。<sup>⑪</sup>

このように五町組の乙名達が共同連帯の立場から取扱われるに伴い、乙名達は単に町政に関してのみならず、その身分についても互に助け合うことが見られた。享保九年北馬町の乙名高野善太郎が乱心して人を殺したにも拘わらず、殺された者の女房から助命願が出るという異常な事件があったが、この際、北馬町の組頭并に組合乙名一同も助命願を出し、結局高野善太郎は罪を免ぜられた<sup>⑫</sup>というのがその一例である。

さきに「乙名勤方書」によって五町組の機能に関する条項を列挙した際、各町の組頭選任に対して五町組の乙名が関係をもつ条項のあることを指摘して置いたが、これを具体的に物語る資料として「亥二月、桶屋町組頭入札一件諸書付」と題する一袋がある。ここに見ゆる亥というのが何年に当るか確言出来ないが、この一袋の文書に屢々見ゆる桶屋町乙名藤貞四郎は概ね文化文政時代の人であるから、その年代はほぼ見当はつく。

さてこの一袋の中に、組合町乙名・居町乙名封書五枚、右巻袋、町人入札二十七枚、右巻袋と記した紙片がある。これは組頭の投票紙を入れた二袋のことで、従って先ずわれわれは、桶屋町の組頭選挙には町人二十七人のほか五町組の組合乙名四人と居町乙名たる桶屋町の乙名も投票

に加わっていたことを知る。投票は連記であつたらしいが、開票の結果を語る紙片もあり、それによれば烏山利平十四票、永見吉郎次十三票、力武吉兵衛六票、竹下金四郎三票、満川藤兵衛二票、後藤孫七二票であつた。然し、この得票数がそのまま認められて最高点者が組頭に任命されるという訳でなく、さきの「年寄共勤方書」にもある如く札高の者の中から人物等を相糺し筆算の能力をも吟味して長崎奉行に申出で、然る後任命されるのであつた。そこで、古町、今紺屋町、桶屋町、大井手町、今博多町の五町組合の乙名達は連名で町年寄高木清十郎、久松喜兵衛宛の願書を出した。願書の主旨は「一番札の烏山利平は御役所御門番を仰付けられており、一番札永見吉郎次は現組頭松本仁平次の甥であるから、私共乙名達はこれら兩人の名は入札から省いたのであり、三番札力武吉兵衛を組頭に任命されたい」というのであつた。この願書が効を奏したのか、力武吉兵衛に受用高三百目で一生の間組頭を申付けるとの亥二月付の文書も残されておる。即ち五町組の乙名達の意見は組頭選任に当っては相当強くはたらいいたことが判るのであるが、一方町年寄や奉行がそれを取り上げたというのも、五町組を一単位とする町役間の連帯責任の原則が相互に認められていたからであろう。

乙名及び組頭は共に長崎奉行の任命により、又、両者各々相互に五町組間で代理する等、乙名・組頭は町役としての地位機能がほぼ同様である、五町組間の乙名組頭は互に共同し連帯責任をもって長崎の町政に当って来たたと概言し得ると思うが、各町には町役としてまだ日行使なるものがあつた。ところで、この日行使も亦、五町組に属する各町々の日行使は互に深く結んでいたと思われる。明和二年正月桜馬場で泥酔の余り不埒の行爲をした桶屋町の日行使伊藤和平太なる者が押込に処せられた事件の際、今紺屋町の林蔵、今博多町の忠右衛門、古町の五郎平、大井手町の隆蔵の四人は連名で桶屋町乙名藤惣太夫に一札を出しているが、それは同役たる和平太のために彼の不行跡を詫び、今後は自分共が

何かと附添い間違なく勤めさせるからとの趣意を詳細に述べており、前述の北馬町乙名高野善太郎の助命願を出した五町組の乙名達のそれに似たものがある。<sup>23</sup>この一件に関し明和六年十一月付和平太自身より桶屋町乙名藤惣太夫宛差出した一札に「御組合御同役様云々」の文字が見え、日行使は縦には組頭・乙名へと連らなるもの、横には五町組の日行使を同役として互に結ばれていたことがわかる。<sup>24</sup>同じ桶屋町の日行使清吉が明和八年病身のため御暇を乞い、兼ねて姉婿久兵衛に跡目をつがせて貰いたいとの願を出した際も、前記と同じ四カ町の日行使達が連名で乙名藤惣太夫宛「乍憚奉願候口上書」なる一札を差出して、「自分の跡目に姉婿久兵衛を仰せ付け下さるようとの清吉の願意を御聞届け下さるならば私共まで有り難き仕合」<sup>25</sup>であると述べており、ここにも組合町同役間に強い絆のあつたことが思われる。

以上要約すれば五町組では喧嘩口論の取締、自身番の督励、出入の始末等には共同して之に当り、人別改、家屋敷売買の書類に連印し、町内の役人に支障ある場合は代理又は後見となる。又、乙名、組頭、日行使の任免にも互に無関係でなく、いわば五町組の乙名組頭達は町政上は勿論身分上でも相互扶助の態勢をとって町民を率い奉行所に対したのであった。然しこの場合の相互扶助が多分に他律的であったことは言う迄もなく、従ってその及ばざる際は共同責任に問われた訳であり、それは人別改の場合に於いて最も著しかったと思われる。

註① 長崎県立長崎図書館蔵、藤文庫所収、五町組合申談、一冊。卯六月とあるだけで年代を明らかにし得ないが、藤文庫には卯十一月とか卯十二月とかの文書が多く、それには藤貞四郎の署名のあるものがある点からすれば概ね文化、文政時代の卯年即ち文化四年、文政二年、天保二年の何れかと思われる。それは、同じ藤文庫所収の藤家の由緒并親類書によれば、貞四郎は、享和元年父惣太夫の跡をうけて乙名となり、天保十三年五十九歳をもって歿し、その乙名たるの期間は文化、文政、天保の間であつたから

による。

② 全前、藤文庫には安永四年未八月付乙名勤方書及び宝曆十三年の乙名勤方書があり、いまは前者を用いた。

③ 全前、藤文庫所収、安永四年未九月付、年寄共勤方書。

④ 九州大学内、九州文化研究所蔵、松木文庫所収、乙名勤方之事。

⑤ 森永種夫編、犯科帳 六十一の一八七。

⑥ 箭内健次編、長崎県の歴史、資料篇、長崎町乙名在職一覧表によつて、東上町の五町組たる各町の乙名の姓名を見るに、勝山町及び八百屋町には宇野姓の乙名なく、上筑後町の条に宇野利右門（元禄四）、宇野幸次右衛門（寛延三）、宇野熊之丞（明和三）とあり、東中町の条にも宇野九郎兵衛（寛政四）（文化九）、宇野熊之丞（天保九）がある。この表は「関係諸記録から摘出、カッコ内の年は当時在職中であることを示す」というから、寛政五年の宇野寿吉といえは、恐らくは東中町の宇野九郎兵衛のことであろう。

⑦ 森永種夫編 犯科帳 一〇二の二二。一三〇の八九。一三一の二二、二二。

⑧ " 一一の一四。

⑨ " 一二の二五。

⑩ " 一三の二二。

⑪ " 九七の五。

⑫ " 一二四の二四。

⑬ " 三八の二三。

⑭ " 三九の二二。

⑮ 犯科帳には「組町乙名中尾助右衛門」とあるのみで、その組町の町名を明記していないが、箭内健次編、長崎県の歴史、資料篇、長崎町乙名在職一覧表によつて本大工町の五町組たる袋町、酒屋町、今魚町、中紺屋町の条々を見るに中尾姓の乙名は酒屋町にあるのみで、中尾助右衛門（貞享二）、中尾助次兵衛（寛延二）、中尾徳三郎（安永三）が見えるから、酒屋町乙名であろう。

⑯ 犯科帳 一一の一三。

⑰ " 一二九の二八。

⑮ 〃 六の四六。

⑯ 長崎県立長崎図書館蔵、藤文庫所収。

⑰ 〃 藤文庫所収、藤家由緒并親類書による。

⑱ 全前

⑲ 全前 藤文庫所収、日行使和平太一件、(明和三十七、)三一通。

⑳ 犯科帳、六ノ四六。

㉑ 〃に全じ。

㉒ 長崎図書館蔵、藤文庫所収、日行使清吉跡目相統願。

#### 四、五町組の沿革

長崎に五町組制度の存在したことは疑う余地はないが、その沿革については多く聞くことを得ず、ただ長崎市史が五町組を五人組と同時に発足したとし、「寛永年間切支丹宗禁令の時既に五人組の制度が有ったと伝ふるが、資料が無いから確と判明しない。此の組合が整然たるに至ったのは正徳五年大岡備前守在任の時である」と記すに過ぎない。然し、五町組が五人組と同時に発足したという証拠はない。五人組の制度は早く寛永年間に有ったという伝えがあるというが、だからとて直ちに五町組も寛永年間に存在したと断言出来るかどうか疑いなきを得ない。又、「此の組合が整然たるに至ったのは正徳五年大岡備前守在任の時である」という正徳五年に五人組の制度が定められたことは崎陽群談、長崎略史<sup>④</sup>にも見えて確実であるが、そこには五人組とあるだけで、五町組の文字は全く見えない。五人組あれば当然五町組があると決っておるならば長崎市史の記述でよいであろうが、五人組あるところ五町組ありとは必ずしもいえないから、五人組の制度が定められたからとて五町組も正徳五年に始められ或は整備されたという訳にいかず、五町組の発祥は全く新しい問題として検討するが至当かと思われる。

さて五町組に関係ありと思わるる資料で管見に入るものの中、最も古

いのは犯科帳の天和二年四月二十五日東古川町九左衛門が長崎十里四方追放に処せられた記事である<sup>⑤</sup>。この九左衛門は徒者で五年以前と三年以前の再度追放に処せられていたが、去秋立戻り居所不定で不届であるから又々追放したいと東古川町乙名組頭から訴えがあった。そこで長崎奉行では兄山田五左衛門を召寄せて尋ねて見たが、義絶している事だからどのように仰付けられても構わぬという。然し、差当り公儀又は町中に對して悪事を任る訳でもないからと、なお常行事をして隣町の者共迄調べしめたところ、「隣町四町之乙名組頭一同」は書付を以って九左衛門は徒者である旨申し出たので結局長崎十里四方追放に処することにしたというのである。この場合我々の注目したいのは「隣町四町」という点で、常行事の取調べに對する申出でならば一町か二町の乙名組頭からの書付で充分である筈なのに四町の乙名組頭一同で申し出たというのは(四町の町名は記載していないから判明せぬものの)、この四町に東古川町を加えて五町組を形成していたのではないかと推量せしめる。

然しこれは未だ五町組の存在を単に推量せしむるに止まるが、享保年間に及べば犯科帳に之を確証すると思われる記述が見え、先ず享保七年七月四日入牢を命ぜられた銀屋町の七郎次についての記載には「乙名組頭或は組合乙名迄相加異見云々」<sup>⑥</sup>とあり、又享保九年八月の北馬町乙名高野善太郎への申渡しに「北馬町組頭并与合乙名共も一同相願ひ付」とか「左助女房并与頭其外組合乙名共」<sup>⑦</sup>と見えるのを初めとして、その後五町組のことに言及した記述の枚挙に暇ないことは本稿五町組の機能の節で使用した資料からも充分之を知り得る。従って享保七八年頃五町組の存在したことは疑う余地はないが、さればとて五町組の発足の年代を明証する史料は寡聞にして未だ之を知らず、ここに於いて已むなく次の如き推測を試みるほかはない。

先ず長崎五町組が前記「五町組の編成」の節で見たように出嶋、丸山、寄合の三町を除く七十七町を以って十五組に組織されていた点から

すれば、五町組の発足は七十七町成立以後にありと見るのが常識で、従って長崎の町が六十三町から七十七町となった寛文十二年以後とすべきであろう。殊に浜町から分れた東浜町、西浜町、鍛冶屋町から分れた今鍛冶屋町、出来鍛冶屋町その他の例に見る如く、元々同じ町であったにも拘らず全く別の五町組に編入されている実例の多い点から見て、五町組はこれらの分立後に編成されたと思われるに於いては猶更である。而して前記出来鍛冶屋町の割出しは延宝元年とされており、又、前述の如く犯科帳に天和二年頃五町組が存在したかとおぼしい記載がされているところからすれば、延宝・天和の間に五町組が発足したかと推察せしめる。長崎で内町外町の区別を廃したのは元禄十二年と知られているから、延宝・天和の間は内町外町の別は厳として存在したわけであり、さきに五町組は内町外町の区別の上に立つて編成されたらしいと述べた事と勘合しても、これは不当でない。

然しそれにしても未だ余りにも資料乏しく、より確実には享保初期とせねばならぬ。即ち、犯科帳に五町組合の字が確実に認められるのは前記の如く享保七年であり、崎陽群談や長崎略史に五人組を定めたのは正徳五年としているが、その正徳五年以後享保初年には五町組も亦充分存在し得ると考えらるるからである。さきにも述べた如く、正徳五年に五人組を定めたことは確実としても、五町組をこの年定めたとの記述は全くなく、五人組あれば自動的に五町組ありとするかの従来の見解には与し難いものの、正徳五年五人組を定めた理由は帳面外れや宿無者の吟味のためであつたという点からすれば、この目的のためには五人組の上に、更に町々の五人組ともいべき町役達の五町組を設けて、人別改その他の行政に資せしめようとしたのではあるまいか。さきの五町組の機能で見た如く、五町組合で最も責任を問われたのが人別改の問題であり、五町組は各種町政の中でも人別改の点で殊に互に相扶け相戒めたるらしい事がこの推測をなさしむる理由の一つであるが、猶、正徳新令の施

行とこれに伴う抜荷防止の督励及びそれへの長崎奉行の熱意等がこの頃見られたからに依る。

正徳新令は当時の財政経済事情という大局的見地から施行されたものであることは言うまでもないが、又これは抜荷防止のためでもあつたとされている。通航一覧はこの間の事情を説明する多くの資料を載せているが、正徳四年八月幕府が奉行に与えた覚は次ぎの通りであつた。

近年以来しきりにぬけ荷商売出来りゆは長崎表において地下を追払はれ帳面をはづされゆて或は地下に徘徊しゆものどもの所為にゆ自今以後所をも追払者の沙汰はいふに及ばず地下人の中其親類見届がたきよしを申出ゆ者有之に於ては其事の子細吟味の上宜敷沙汰に及ばるべき事

即ち幕府は抜荷を犯すのは長崎より追放された者、帳面はづれの類と見ており、これらの吟味が抜荷取締上必要であるとした。長崎における抜荷防止の対策は正徳から享保にかけてが最も強化された時代であつたとされておるが、この目的達成のためには町々に五人組を定めたと殆んど時を同じくして五町組を組織乃至は整備したであろうと推測することも強ち不可能でない。殊に当時の長崎奉行が大岡備前守清雄であつて見れば猶更である。大岡備前守は徳川実紀が「器局ある者」と評した逸材であり、正徳元年長崎奉行に任ぜられて以来久松備後守や駒木根肥後守等と並び任ぜられ、正徳新令施行についてはよく新井白石等幕府要路と連絡推進してこれが実現に努力し、ひいては長崎市政に熱情を傾けたことは彼が崎陽群談の編纂者であつた点からも察せられる。正徳新令施行に依つて幕府当局も長崎市政に対しては施すところが多く、岩原目付屋敷を設けて新たに目付を置き、石河三右衛門、大久保一郎右衛門を先ず之に任じ、又奉行所内に番所を建てて船番十人、町使十人を置く等劃期的なものがあつた。大岡備前守は間もなく病歿したが、その後の長崎

奉行には正徳五年最初の目付に任せられた石河土佐守が享保元年之に任ぜられて日下部丹波守と共にその後十年間奉行の職にあり、恰もその間、將軍吉宗は長崎の事について「くはしく盛慮を加へ玉ひ、長崎見聞録、長崎実録などいへる書どもあまたとりあつめ玉ひ、地理風俗をも詳にしろしめされ、新政をひろくほどこし<sup>⑬</sup>」たという。長崎市政を囲むこのような情勢は享保初期に五町組が存在したとの推定を充分支えるものと信ずる。

犯科帳には享保以後は逐年五町組に係わる文言が見えて嘉永年間に及ぶが、安政以後は全く見当らない。犯科帳は慶応三年に至るまで連続記載されていながら、安政以後五町組関係の記述が見えぬというのは、未だ五町組は消滅しないまでも、少なくとも司法関係に五町組の活用されることなくなくなったからであろうか。鎖国的な人別改の徹底に最もよく利用されたと見ゆる五町組制度は開国を迎えた安政時代ともなれば仮令解体消滅しないまでも有名無実、存在の意義が薄弱になっていったかと思われる。然し長期に亘り乙名組頭等町役の相互扶助の機構として長崎市政運営に役立った五町組であるから、乙名制度の廃止されぬ限り五町組も存続したに相違なく、その命脈は明治元年二月長崎裁判所の設置と共に長崎に町会所を設けて公選により各町に肝煎一人を置いて従来乙名に代えた時まで続いたと見るべきであろう。

註① 長崎市史、地誌篇、九一頁。

② 全 前。

③ 崎陽群談、第五、長崎町中家数人別竈数之事条。

④ 長崎略史(長崎叢書所収)上巻、年表第三、正徳五年条。

⑤ 犯科帳、一の二二一。

⑥ // 五の一七五。

⑦ // 六の四六。

⑧ 長崎市史、地誌篇、一六頁及び④の寛文十二年条。

⑨ // // 八四頁。

⑩ ⑧及び④に全じ

⑪ 長崎市史、通交貿易篇、東洋諸国部、二九七、二九八、三〇四頁。

⑫ 通航一覽、第四、六六頁。

⑬ 板沢武雄 鎖国時代における密貿易の実態(法政大学文学部紀要、昭和三十六年七号第一所収)三九頁。

⑭ 徳川実紀、有徳院殿御実紀附録卷三、二一七頁。

⑮ 長崎志正篇、(長崎実録大成、第十五卷、年表摘要三)五五〇—五五五頁。

⑯ 通航一覽卷百六十六冒頭の大岡備前守の上書をはじめとし、卷百六十六、百六十七には正徳新令実施時における彼の活動を物語る資料が多数見受けられる。

⑰ ⑮の五五四—五五五頁。

⑱ ⑮の五五五—五六五頁。

⑲ ⑮の二一八頁。

⑳ 享保以後嘉永に至る間の各時代の例を犯科帳の番号によつて示せば次の通りである。

一一の二三(元文五年) 二二の二四(宝暦八年)

四三の六(安永八年) 五一の一六(天明六年)

五八の二(寛政四年) 一〇の二三(文政八年)

一一の一四(天保五年) 一二の二八(弘化四年)

一三の二二(嘉永二年)

⑳ 明治維新以後の長崎、六頁。

五、結 語

以上素描したところから五町組の要点を記述して見ると概ね次ぎの通りである。

先ず五町組はその名の類する如くに相扶け相戒むる点五人組に似るが、冠婚葬祭の末に至るまで共同するという五人組とは異なり、五町組は町政の執行運営上に於いてのみ相扶け相戒めたのであった。従つて五

町組は言わば町政に当る乙名組頭等町役の組合たる意味を主体とし、この点江戸の名主組合<sup>①</sup>、京都の組町の制度に似るかと思われる。このように五町組が直接に町民一般のための組合でなかったからであろうか、五町組には五人組における五人組申合帳の如きものがあつたとも思えず、わずかに前述の「五町組合申談」なる喧嘩口論取締に関する簡単な乙名の心得書様のものがあるに止まる。従つて五町組の性格や機能等は乙名等の勤方書の類とか犯科帳その他の文献から之を推定するほかはない。

五町組の編成がどのような手続や因由によつて進められたか史料を欠いて明らかでないが、元の内町、外町の制に準拠したらしく、内町二十六町、外町五十一町をそれ／＼五町宛に分けて組織された。但し、おの／＼端数が出たため、双方に六カ町の組合一つ宛がおかれた。組合を形成した五町は乙名を初め組頭・日行使に至る迄差支えある時は互に助けて町政万般の完全を期し、中でも人別改の点に於いて五町組に期待するところ大きかつた事は犯科帳に之を見得る。

これが発祥は延宝・天和の頃かと思はれるが明確でない。然し享保初期には明らかに五町組が整備していたと見え、その後嘉永頃迄は確実に存続し、安政以後の資料が見当らぬところからすれば、五町組はもはや有名無実となつてその機能を發揮しなくなつていたのであるまいか。従つてその終焉を明らかにしないが、肝煎制度が乙名制度に代つた明治元年と見て大過あるまい。

五町組に最も期待したのは人別改の点であり、人別改は幕藩体制下民政の要諦であるがわけても長崎では抜荷取締のため他に比して一段とその励行が望まれたことを思えば、全国に一般的な五人組制度では足らずとして人別改を中心にして他広く町政全般に互り乙名組頭等町役に相扶け相戒めしむるための五町組を長崎に設けたのも当然と理解されるであらう。従つて五町組の制度は全国各地に行われたというよりは長崎特有

と見るべきで、長崎以外に五町組制度を見出さないので強ち私の寡聞のみに帰せられないかと思われる。然しそれにしても江戸時代の長崎は人口概ね四・五万の間、それを八十町に分てば平均百戸から百二十戸、然もそれは狭小の地域に密集しており、乙名達が互に助け合はねばならぬ程の戸数でも地域でもなく、五人組の上に更に五町組を設ける程の事はないかと思われる。加うるに、この狭小密集の町に長崎奉行が厳として臨み、町年寄制度も健在で、これらの努力と乙名達への督励鞭撻があるならば五町組まで作らなくとも、五人組制度と乙名で充分ではないかと思はれるにも拘らず猶五町組が置かれたには他に何らかの事情があつたのではあるまいか。今その一つと思はれるものを挙ぐれば加役の事である。長崎市政における加役の問題は詳しくは別に検討せねばならぬが、少なくとも乙名における加役の負担は大きく、例えば「辰正月町役人名一覽」<sup>③</sup>には、諏訪社取締掛家原嘉治助（炉柏町乙名）、精荷役立合馬田猪十郎（勝山町乙名）、同峰甚蔵（磨屋町乙名）以下延百二十名が並べられており、同一人名が屢々見えて兼任の多いことを語っているが、この文書を伝えた桶屋町の乙名藤昇一郎はこの年「精荷役立合当分助、唐人粮米方立合兼」、「盜賊方、抜荷取締掛」、「年番」の諸役を兼ねていた。同じ藤家の惣太夫が天保十三年乙名退勤を願出た際、彼が享和元年以来四十九年間に勤めた加役を列挙しているが、それによればこの間に二十五の加役を仰付けられ、その中には文化七年から（文化十一年を除く）<sup>④</sup>十三年迄六年間の年番、天保八年より十三年迄六年間の長崎会所目付助等の如き長期に亙るもの、或は天保六年の如きは、天保三年以来の精荷役立合助、盜賊方兼勤に加えて七月には金銀取締掛兼勤、古金銀引替取締掛兼勤、十月には更に市中取締掛兼勤と一時に諸掛を兼ねている。このように乙名に加役の負担が重く繁忙を極めたとすれば本来の乙名役に欠くところ多く、それを互に補助するためには隣接する町々と五町組を組織せしむる必要もあつたのではないかというのである。この加役の

問題、その他猶詳しく考究すべくして及ばぬ点が多々あるが、それらは後日に之を期したいと思う。(史学教室)

- ① 東京都編、都史紀要、区制沿革に依れば、名主組合は享保七年に始まり、「組合を設けさせて互に監督して不取締りをなくする」(二二頁)ことを目的としたというから稍々五町組に類するが、当時二百六十三人の名主を地域的に十七組に分けて平均十五、六町を以つて一組を編成した点は五町組よりよほど大規模の組合であつた(二二二頁)。
- ② 京都には組町と称するものがあり、京都叢書所収の京町鑑に依れば川西九町組、上京頭町八町組、川西十六町組というように、組町の町数は一定せず、小は一町半組から大は十六、七町に及ぶものであつたらしいが、その機能や発祥については未だ明確でなく、従つて五町組との比較は後日に期したい。
- ③ 長崎県立長崎図書館蔵、藤文庫所収。辰正月の辰はこゝに見ゆる乙名の姓名を筋内健次編、長崎県の歴史、資料篇、長崎町乙名在職一覧表に照せば文政―天保頃の人々かと見える。
- ④ 長崎県立長崎図書館蔵、藤文庫所収、勤方細目(藤惣太夫)。